

目的（第1条）

障害を理由とする差別を解消し、障害者も障害のない者も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

1 定義（第2条）

- **障害者**
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ※障害者手帳の有無は問わない。
- **社会的障壁**
障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
○ 事物・・・歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差などの物理的な障壁
○ 制度・・・障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限するなどの制度的な障壁
○ 慣行・・・音声案内、点字、手話通訳、字幕放送等、分かりやすい表示の欠如など障害者を意識していない文化・情報面での障壁
○ 観念・・・心ない言葉や視線、障害者への偏見などの意識上の障壁（心の壁）

2 基本理念（第3条）

- **障害者の人権の尊重** 障害の有無によらない基本的人権の尊重
- **社会参加の推進** あらゆる分野での社会参加の機会の確保
- **地域共生** 住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし共に支え合う社会
- **障害及び障害者への理解** 障害を理由とする差別に関する認識の共有

3 責務・役割（第4条～第7条）

- **県の責務** 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定、実施
市町村との連携、市町村の取組に対する情報提供及び助言等の支援
- **県民、事業者の役割** 県及び市町村が実施する施策への協力
障害者の社会参加への支援
社会的障壁の除去に向けた相互理解
障害者が支援を求めやすい社会づくりへの協力
- **障害者団体等の役割** 障害及び障害者の理解促進及び差別解消に向けた取組
県及び市町村が実施する施策への協力

■ 附則

施行期日 平成31年4月1日

◆ ただし、「4 障害を理由とする差別を解消するための措置（相談体制は除く）」については、県民や事業者などに十分な周知を図る必要があることから、平成31年10月1日からの施行とする。

※ 周知活動 県広報紙への掲載、チラシ・ポスターなどの配布による条例及び相談窓口などの周知
事業者に対する説明会などの開催による障害者への理解促進及び条例などの周知
県及び市町村職員に対する研修会などの開催による障害者への理解促進

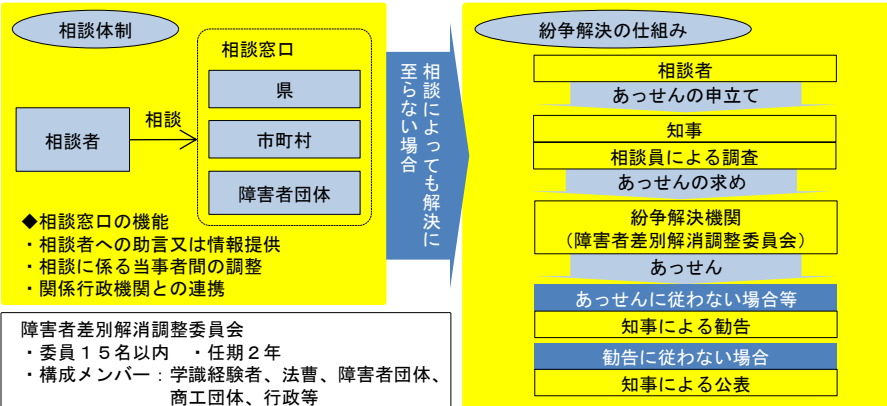
4 障害を理由とする差別を解消するための措置（第8条～第23条）

■ 障害を理由とする差別の禁止

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的な配慮の提供
行政	義務	義務
事業者	義務	義務
県民	義務	努力

- 不当な差別的取扱いの禁止
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否、制限、条件を付けるなどすることを禁止。
- 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
障害者から配慮を求められた場合、負担にならない範囲で、必要な対応をすること。

■ 障害を理由とする差別に関する相談体制及び紛争の防止又は解決のための体制



5 障害を理由とする差別の解消に関する基本的施策（第24条～第30条）

- （1）普及啓発**
○ 障害及び障害者に対する県民の関心と理解を深めるための啓発、知識の普及
- （2）教育の推進**
○ 児童生徒等に対し障害及び障害者についての理解を深めるための教育の推進
- （3）雇用及び就労への支援**
○ 障害者の雇用及び就労に関する事業者の理解を深め、障害者の雇用及び就労を促進
- （4）社会参加の促進**
○ 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動等に参加する機会の確保
- （5）交流の推進**
○ 障害者と障害者でない者との交流機会の確保及び積極的な参加の推進
- （6）県民等への支援**
○ 県民、事業者及び障害者団体等が行う自発的な取組に対する支援
- （7）職員の育成**
○ 障害者の支援に従事する職員の育成、全職員に対する障害及び障害者についての理解促進